

「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、資料に基づき、補足説明をいたします。

今回の条例改正については、令和2年10月1日より神奈川県内の最低賃金が改定されたことに伴い、会計年度任用職員のパートタイム勤務の時間単価が最低賃金を下回ってしまったことにより、給料表の一部を改正するものです。

資料をご覧ください。

左側の表は改正前、右側の表は改正後の給与条例の別表第1より、パートタイム会計年度任用職員の時間単価を算出したものになります。

現在、事務補助等により採用している会計年度任用職員の給与の号級は、1級11号で、時間単価にすると、改正前は1,011円となっており、改正後は1,012円とするものです。

その他の号級については改正はありません。

今回、1級11号のみを改正する理由としましては、給料表自体は、国の給料表と同額になっていることから、その他の号級を改正することは適切ではないこと、また、改正する1級11号のみを改正することで、前後の号級に大きな影響がないことなどから、1級11号級のみとしたものです。

なお、改正する条例は、最低賃金の改定日である令和2年10月1日に遡って適用することとし、差額については、1月の報酬及び給料の支給日に支給することを考えております。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○現在の給料表に基づく会計年度任用職員の単価

級	号給	国	町	昇給間差額	時間単価	昇給間差額
1	1	146,100	146,100	1,100	938	7
1	2	147,200	147,200	1,200	945	7
1	3	148,400	148,400	1,100	952	7
1	4	149,500	149,500	1,100	959	7
1	5	150,600	150,600	1,100	966	8
1	6	151,700	151,700	1,100	974	7
1	7	152,800	152,800	1,100	981	7
1	8	153,900	153,900	1,000	988	6
1	9	154,900	154,900	1,400	994	9
1	10	156,300	156,300	1,300	1,003	8
1	11	157,600	157,600	1,300	1,011	9
1	12	158,900	158,900	1,200	1,020	7
1	13	160,100	160,100	1,500	1,027	10
1	14	161,600	161,600	1,500	1,037	10
1	15	163,100	163,100	1,600	1,047	10
1	16	164,700	164,700	1,200	1,057	8
1	17	165,900	165,900	1,500	1,065	9
1	18	167,400	167,400	1,500	1,074	10
1	19	168,900	168,900	1,500	1,084	10
1	20	170,400	170,400	1,300	1,094	8
1	21	171,700	171,700	2,700	1,102	17
1	22	174,400	174,400	2,600	1,119	17
1	23	177,000	177,000	2,600	1,136	17
1	24	179,600	179,600	2,600	1,153	16
1	25	182,200	182,200	1,700	1,169	11

⇒

○改定後の給料表に基づく会計年度任用職員の単価

級	号給	町改定(案)	改定後差額	時間単価	昇給間差額
1	1	146,100	0	938	7
1	2	147,200	0	945	7
1	3	148,400	0	952	7
1	4	149,500	0	959	7
1	5	150,600	0	966	8
1	6	151,700	0	974	7
1	7	152,800	0	981	7
1	8	153,900	0	988	6
1	9	154,900	0	994	9
1	10	156,300	0	1,003	9
1	11	157,700	100	1,012	8
1	12	158,900	0	1,020	7
1	13	160,100	0	1,027	10
1	14	161,600	0	1,037	10
1	15	163,100	0	1,047	10
1	16	164,700	0	1,057	8
1	17	165,900	0	1,065	9
1	18	167,400	0	1,074	10
1	19	168,900	0	1,084	10
1	20	170,400	0	1,094	8
1	21	171,700	0	1,102	17
1	22	174,400	0	1,119	17
1	23	177,000	0	1,136	17
1	24	179,600	0	1,153	16
1	25	182,200	0	1,169	11

(会計年度任用職員の時間単価の算出について)

○給料表(月額) + (給料表(月額) × 地域手当(4.5%)) ÷ 162.75 = 時間単価